

柏崎市社会福祉協議会非常勤職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員を募集します。

1 受付期間 随時受付けています。

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会総務課までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
非常勤職員 訪問介護員	3 名	学歴不問・年齢不問 以下の資格のいずれかを有する方。 ・介護職員初任者研修、ホームヘルパー 2 級以上又は介護福祉士（取得見込不可） ※介護福祉士を有する方は、時間給を優遇。

※上記資格の他、普通自動車免許（AT限定可）を有する方。

3 申し込み資格

住 所 採用時に柏崎市または、近隣市町村に住所を有し、通勤可能な方

※ ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

（1）被後見人及び被保佐人

（2）禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの方

（3）日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

4 勤 務 地 当会が運営する下記事業所のいずれか。（柏崎市内のみ）

扇町介護保険事業センター 訪問介護事業所 （柏崎市扇町3番37号）

居宅介護事業所 （柏崎市扇町3番37号）

*原則、利用者宅への訪問は自宅から直行直帰となります。訪問には自家用車を使用していただきます。

*活動記録簿等の提出やチームミーティング、研修会への参加等のため扇町介護保険事業センターへ出勤していただくことが月に3～4回あります。

5 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、おおむね10日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

1

方 法 面 接

6 合格者の決定及び採用日

採用試験の可否については、面接後おおむね10日以内に、電話又は郵送にて通知します。

採用日は、相談の上決定。

7 給 与 等

- (1) 給 与 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会雇用契約職員に関する細則によります。
時給 介護職員初任者研修・ホームヘルパー2級 1, 100円
介護福祉士 1, 200円
- (2) 手 当 本会雇用契約職員の細則により通勤手当等が支給されます。
- (3) 雇用期間 採用の日から令和6年3月31日（更新の可能性あり。）
- (4) 勤務時間 概ね7時30分から19時の間で1日4時間程度、週4日間程度（週20時間未満）で、利用者の状況に応じて勤務表により決定します。
- (5) 業務内容 要介護者の自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物などの家事の援助や食事、入浴、排せつ、着替えなど身体介護を行います。
- (6) 福利厚生 年次有給休暇あり。労災保険に加入します。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

8 受験手続

- (1) 申込方法
市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3ヶ月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、資格を証明できる資料を添付して、社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。
- (2) 記入の注意等
 - ① 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
 - ② 数字は、全て算用数字を用いてください。
 - ③ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
 - ④ 資格を証明できる資料（資格証の写し）
 - ⑤ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法をとってください。

9 照会等

この試験についてご不明な点がありましたら、下記まで連絡ください。

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当：総務課 松原)